○標準貨物自動車運送約款

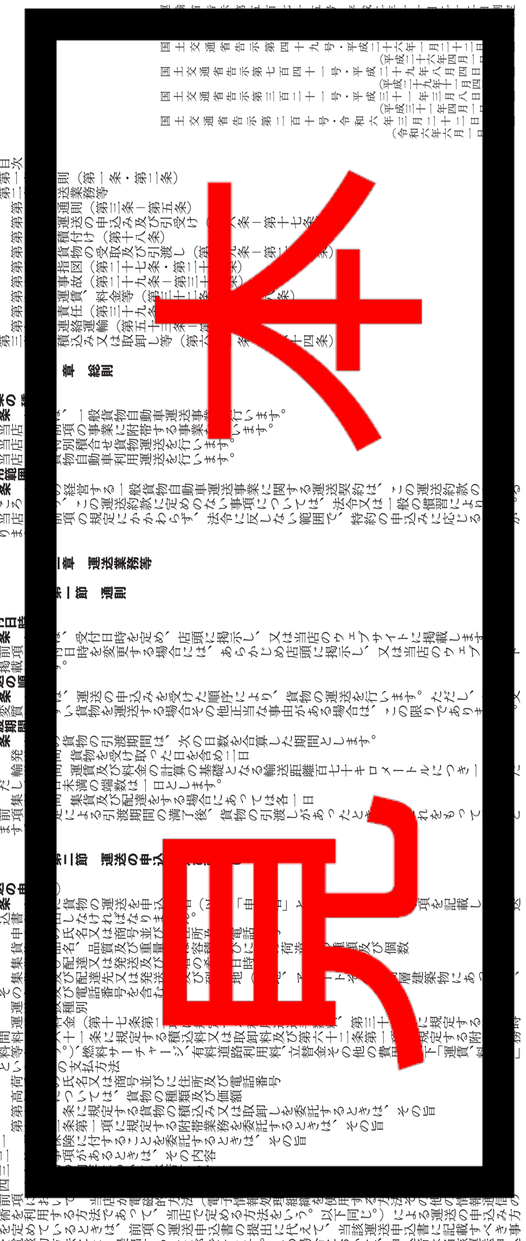

第一章　総則
第一節　通則
第二節　運送の申込
第三節　運送契約の成立
第四節　貨物の受取及び引渡
第五節　指図
第六節　事故
第七節　運賃、料金等
第八節　責任
第二章　標準貨物自動車運送約款
第一節　通則
第二節　運送の申込
第三節　運送契約の成立
第四節　貨物の受取及び引渡
第五節　指図
第六節　事故
第七節　運賃、料金等
第八節　責任

第一章　総則

第一節　通則

（趣旨）

第一条　一般貨物自動車運送事業者（以下「運送人」という。）が行う一般貨物自動車運送（以下「運送」という。）については、法令又は他の運送約款に特別の定めがある場合を除くほか、この約款の定めるところによる。

（約款の変更）

第二条　運送人は、この約款を変更しようとするときは、その旨を荷送人に通知する。

（約款の掲示）

第三条　運送人は、この約款を運送人の営業所（運送人が運送の引受けをする営業所をいう。）及び荷送人の見やすい場所に掲示しなければならない。

（用語の定義）

第四条　この約款において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一　荷送人　運送人と運送契約を締結する者をいう。

二　荷受人　運送人から貨物の引渡しを受ける者をいう。

三　荷送人等　荷送人又は荷受人をいう。

四　運送契約　運送人が荷送人から貨物の運送を引き受け、荷送人がこれに対して運賃を支払うことを約する契約をいう。

五　貨物　運送の目的となる動産をいう。

六　運賃　運送人が運送の引受けをし、貨物を引き渡すことの対価として荷送人から収受する金銭をいう。

七　料金　運送人が運送の引受けをし、貨物を引き渡すことの対価として荷送人から収受する金銭（運賃を除く。）及びその適用方法をいう。

八　運賃等　運賃及び料金をいう。

九　運送装備　貨物の運送に用いる車両、容器、パレット、シート、ロープその他の装備をいう。

十　運送機器　運送装備のうち、車両、容器及びパレットをいう。

十一　荷役　貨物の積込み、取卸し、荷造り、荷解きその他の貨物の移動をいう。

十二　附帯業務　荷役、保管、通関手続その他運送に関連する業務をいう。

十三　運送人の責任　運送人が運送の引受けをした貨物の滅失、損傷又は延着について負う責任をいう。

十四　運送人の責任期間　運送人が荷送人から貨物を受け取った時から荷受人又はその代理人に貨物を引き渡すまでの間をいう。

十五　日　暦日をいう。

（運送の単位）

第五条　運送は、一の荷送人と一の荷受人との間で、一の貨物について行うものとする。ただし、一の荷送人と一の荷受人との間で、一の運送契約に基づき、同時に二以上の貨物について運送を行うときは、この限りでない。

（運送の引受け）

第六条　運送人は、運送の引受けをしないときは、その旨を荷送人に通知しなければならない。

2　運送人は、次の各号のいずれかに該当するときは、運送の引受けをしないことができる。

一　運送装備又は運送機器の不足その他やむを得ない事由があるとき。

二　貨物が法令の規定により運送することができないものであるとき。

三　貨物が運送に適しないものであるとき。

四　荷送人が運送に関する指図に従わないとき。

五　荷送人が運賃等の支払を拒んだとき。

六　荷送人が第十条第一項の規定による貨物の引渡しを拒んだとき。

七　荷送人が第十一条第一項の規定による貨物の荷造りをしないとき。

八　荷送人が第十二条第一項の規定による貨物の表示をしないとき。

九　荷送人が第十三条第一項の規定による貨物の危険品の通知をしないとき。

十　荷送人が第十四条第一項の規定による貨物の荷役をしないとき。

十一　荷送人が第十五条第一項の規定による貨物の附帯業務をしないとき。

十二　荷送人が第十六条第一項の規定による貨物の保険契約の締結をしないとき。

十三　荷送人が第十七条第一項の規定による貨物の価額の通知をしないとき。

十四　荷送人が第十八条第一項の規定による貨物の運送装置の装着をしないとき。

十五　荷送人が第十九条第一項の規定による貨物の運送機器の提供をしないとき。

十六　荷送人が第二十条第一項の規定による貨物の運送機器の清掃をしないとき。

十七　荷送人が第二十一条第一項の規定による貨物の運送機器の消毒をしないとき。

十八　荷送人が第二十二条第一項の規定による貨物の運送機器の修繕をしないとき。

十九　荷送人が第二十三条第一項の規定による貨物の運送機器の返還をしないとき。

二十　荷送人が第二十四条第一項の規定による貨物の運送機器の代金の支払をしないとき。

二十一　荷送人が第二十五条第一項の規定による貨物の運送機器の損害賠償をしないとき。

二十二　荷送人が第二十六条第一項の規定による貨物の運賃等の支払をしないとき。

二十三　荷送人が第二十七条第一項の規定による貨物の運賃等の支払の担保をしないとき。

二十四　荷送人が第二十八条第一項の規定による貨物の運賃等の支払の保証をしないとき。

二十五　荷送人が第二十九条第一項の規定による貨物の運賃等の支払の保証をしないとき。

二十六　荷送人が第三十条第一項の規定による貨物の運賃等の支払の保証をしないとき。

二十七　荷送人が第三十一条第一項の規定による貨物の運賃等の支払の保証をしないとき。

二十八　荷送人が第三十二条第一項の規定による貨物の運賃等の支払の保証をしないとき。

二十九　荷送人が第三十三条第一項の規定による貨物の運賃等の支払の保証をしないとき。

三十　荷送人が第三十四条第一項の規定による貨物の運賃等の支払の保証をしないとき。

三十一　荷送人が第三十五条第一項の規定による貨物の運賃等の支払の保証をしないとき。

三十二　荷送人が第三十六条第一項の規定による貨物の運賃等の支払の保証をしないとき。

三十三　荷送人が第三十七条第一項の規定による貨物の運賃等の支払の保証をしないとき。

三十四　荷送人が第三十八条第一項の規定による貨物の運賃等の支払の保証をしないとき。

三十五　荷送人が第三十九条第一項の規定による貨物の運賃等の支払の保証をしないとき。

三十六　荷送人が第四十条第一項の規定による貨物の運賃等の支払の保証をしないとき。

三十七　荷送人が第四十一条第一項の規定による貨物の運賃等の支払の保証をしないとき。

三十八　荷送人が第四十二条第一項の規定による貨物の運賃等の支払の保証をしないとき。

三十九　荷送人が第四十三条第一項の規定による貨物の運賃等の支払の保証をしないとき。

四十　荷送人が第四十四条第一項の規定による貨物の運賃等の支払の保証をしないとき。

四十一　荷送人が第四十五条第一項の規定による貨物の運賃等の支払の保証をしないとき。

四十二　荷送人が第四十六条第一項の規定による貨物の運賃等の支払の保証をしないとき。

四十三　荷送人が第四十七条第一項の規定による貨物の運賃等の支払の保証をしないとき。

四十四　荷送人が第四十八条第一項の規定による貨物の運賃等の支払の保証をしないとき。

四十五　荷送人が第四十九条第一項の規定による貨物の運賃等の支払の保証をしないとき。

五十　荷送人が第五十条第一項の規定による貨物の運賃等の支払の保証をしないとき。

五十一　荷送人が第五十一条第一項の規定による貨物の運賃等の支払の保証をしないとき。

五十二　荷送人が第五十二条第一項の規定による貨物の運賃等の支払の保証をしないとき。

五十三　荷送人が第五十三条第一項の規定による貨物の運賃等の支払の保証をしないとき。

五十四　荷送人が第五十四条第一項の規定による貨物の運賃等の支払の保証をしないとき。

五十五　荷送人が第五十五条第一項の規定による貨物の運賃等の支払の保証をしないとき。

五十六　荷送人が第五十六条第一項の規定による貨物の運賃等の支払の保証をしないとき。

五十七　荷送人が第五十七条第一項の規定による貨物の運賃等の支払の保証をしないとき。

五十八　荷送人が第五十八条第一項の規定による貨物の運賃等の支払の保証をしないとき。

五十九　荷送人が第五十九条第一項の規定による貨物の運賃等の支払の保証をしないとき。

六十　荷送人が第六十条第一項の規定による貨物の運賃等の支払の保証をしないとき。

六十一　荷送人が第六十一条第一項の規定による貨物の運賃等の支払の保証をしないとき。

六十二　荷送人が第六十二条第一項の規定による貨物の運賃等の支払の保証をしないとき。

六十三　荷送人が第六十三条第一項の規定による貨物の運賃等の支払の保証をしないとき。

六十四　荷送人が第六十四条第一項の規定による貨物の運賃等の支払の保証をしないとき。

六十五　荷送人が第六十五条第一項の規定による貨物の運賃等の支払の保証をしないとき。

六十六　荷送人が第六十六条第一項の規定による貨物の運賃等の支払の保証をしないとき。

六十七　荷送人が第六十七条第一項の規定による貨物の運賃等の支払の保証をしないとき。

六十八　荷送人が第六十八条第一項の規定による貨物の運賃等の支払の保証をしないとき。

六十九　荷送人が第六十九条第一項の規定による貨物の運賃等の支払の保証をしないとき。

七十　荷送人が第七十条第一項の規定による貨物の運賃等の支払の保証をしないとき。

七十一　荷送人が第七十一条第一項の規定による貨物の運賃等の支払の保証をしないとき。

七十二　荷送人が第七十二条第一項の規定による貨物の運賃等の支払の保証をしないとき。

七十三　荷送人が第七十三条第一項の規定による貨物の運賃等の支払の保証をしないとき。

七十四　荷送人が第七十四条第一項の規定による貨物の運賃等の支払の保証をしないとき。

七十五　荷送人が第七十五条第一項の規定による貨物の運賃等の支払の保証をしないとき。

七十六　荷送人が第七十六条第一項の規定による貨物の運賃等の支払の保証をしないとき。

七十七　荷送人が第七十七条第一項の規定による貨物の運賃等の支払の保証をしないとき。

七十八　荷送人が第七十八条第一項の規定による貨物の運賃等の支払の保証をしないとき。

七十九　荷送人が第七十九条第一項の規定による貨物の運賃等の支払の保証をしないとき。

八十　荷送人が第八十条第一項の規定による貨物の運賃等の支払の保証をしないとき。

八十一　荷送人が第八十一条第一項の規定による貨物の運賃等の支払の保証をしないとき。

八十二　荷送人が第八十二条第一項の規定による貨物の運賃等の支払の保証をしないとき。

八十三　荷送人が第八十三条第一項の規定による貨物の運賃等の支払の保証をしないとき。

八十四　荷送人が第八十四条第一項の規定による貨物の運賃等の支払の保証をしないとき。

八十五　荷送人が第八十五条第一項の規定による貨物の運賃等の支払の保証をしないとき。

八十六　荷送人が第八十六条第一項の規定による貨物の運賃等の支払の保証をしないとき。

八十七　荷送人が第八十七条第一項の規定による貨物の運賃等の支払の保証をしないとき。

八十八　荷送人が第八十八条第一項の規定による貨物の運賃等の支払の保証をしないとき。

八十九　荷送人が第八十九条第一項の規定による貨物の運賃等の支払の保証をしないとき。

九十　荷送人が第九十条第一項の規定による貨物の運賃等の支払の保証をしないとき。

九十一　荷送人が第九十一条第一項の規定による貨物の運賃等の支払の保証をしないとき。

九十二　荷送人が第九十二条第一項の規定による貨物の運賃等の支払の保証をしないとき。

九十三　荷送人が第九十三条第一項の規定による貨物の運賃等の支払の保証をしないとき。

九十四　荷送人が第九十四条第一項の規定による貨物の運賃等の支払の保証をしないとき。

九十五　荷送人が第九十五条第一項の規定による貨物の運賃等の支払の保証をしないとき。

九十六　荷送人が第九十六条第一項の規定による貨物の運賃等の支払の保証をしないとき。

九十七　荷送人が第九十七条第一項の規定による貨物の運賃等の支払の保証をしないとき。

九十八　荷送人が第九十八条第一項の規定による貨物の運賃等の支払の保証をしないとき。

九十九　荷送人が第九十九条第一項の規定による貨物の運賃等の支払の保証をしないとき。

百　荷送人が第百条第一項の規定による貨物の運賃等の支払の保証をしないとき。

百一　荷送人が第百一条第一項の規定による貨物の運賃等の支払の保証をしないとき。

百二　荷送人が第百二条第一項の規定による貨物の運賃等の支払の保証をしないとき。

百三　荷送人が第百三条第一項の規定による貨物の運賃等の支払の保証をしないとき。

百四　荷送人が第百四条第一項の規定による貨物の運賃等の支払の保証をしないとき。

百五　荷送人が第百五条第一項の規定による貨物の運賃等の支払の保証をしないとき。

百六　荷送人が第百六条第一項の規定による貨物の運賃等の支払の保証をしないとき。

百七　荷送人が第百七条第一項の規定による貨物の運賃等の支払の保証をしないとき。

百八　荷送人が第百八条第一項の規定による貨物の運賃等の支払の保証をしないとき。

百九　荷送人が第百九条第一項の規定による貨物の運賃等の支払の保証をしないとき。

百十　荷送人が第百十条第一項の規定による貨物の運賃等の支払の保証をしないとき。

百十一　荷送人が第百十一条第一項の規定による貨物の運賃等の支払の保証をしないとき。

百十二　荷送人が第百十二条第一項の規定による貨物の運賃等の支払の保証をしないとき。

百十三　荷送人が第百十三条第一項の規定による貨物の運賃等の支払の保証をしないとき。

百十四　荷送人が第百十四条第一項の規定による貨物の運賃等の支払の保証をしないとき。

百十五　荷送人が第百十五条第一項の規定による貨物の運賃等の支払の保証をしないとき。

百十六　荷送人が第百十六条第一項の規定による貨物の運賃等の支払の保証をしないとき。

百十七　荷送人が第百十七条第一項の規定による貨物の運賃等の支払の保証をしないとき。

百十八　荷送人が第百十八条第一項の規定による貨物の運賃等の支払の保証をしないとき。

百十九　荷送人が第百十九条第一項の規定による貨物の運賃等の支払の保証をしないとき。

百二十　荷送人が第百二十条第一項の規定による貨物の運賃等の支払の保証をしないとき。

百二十一　荷送人が第百二十一条第一項の規定による貨物の運賃等の支払の保証をしないとき。

百二十二　荷送人が第百二十二条第一項の規定による貨物の運賃等の支払の保証をしないとき。

百二十三　荷送人が第百二十三条第一項の規定による貨物の運賃等の支払の保証をしないとき。

百二十四　荷送人が第百二十四条第一項の規定による貨物の運賃等の支払の保証をしないとき。

百二十五　荷送人が第百二十五条第一項の規定による貨物の運賃等の支払の保証をしないとき。

百二十六　荷送人が第百二十六条第一項の規定による貨物の運賃等の支払の保証をしないとき。

百二十七　荷送人が第百二十七条第一項の規定による貨物の運賃等の支払の保証をしないとき。

百二十八　荷送人が第百二十八条第一項の規定による貨物の運賃等の支払の保証をしないとき。

百二十九　荷送人が第百二十九条第一項の規定による貨物の運賃等の支払の保証をしないとき。

百三十　荷送人が第百三十条第一項の規定による貨物の運賃等の支払の保証をしないとき。

百三十一　荷送人が第百三十一条第一項の規定による貨物の運賃等の支払の保証をしないとき。

百三十二　荷送人が第百三十二条第一項の規定による貨物の運賃等の支払の保証をしないとき。

百三十三　荷送人が第百三十三条第一項の規定による貨物の運賃等の支払の保証をしないとき。

百三十四　荷送人が第百三十四条第一項の規定による貨物の運賃等の支払の保証をしないとき。

百三十五　荷送人が第百三十五条第一項の規定による貨物の運賃等の支払の保証をしないとき。

百三十六　荷送人が第百三十六条第一項の規定による貨物の運賃等の支払の保証をしないとき。

百三十七　荷送人が第百三十七条第一項の規定による貨物の運賃等の支払の保証をしないとき。

百三十八　荷送人が第百三十八条第一項の規定による貨物の運賃等の支払の保証をしないとき。

百三十九　荷送人が第百三十九条第一項の規定による貨物の運賃等の支払の保証をしないとき。

百四十　荷送人が第百四十条第一項の規定による貨物の運賃等の支払の保証をしないとき。

百四十一　荷送人が第百四十一条第一項の規定による貨物の運賃等の支払の保証をしないとき。

百四十二　荷送人が第百四十二条第一項の規定による貨物の運賃等の支払の保証をしないとき。

百四十三　荷送人が第百四十三条第一項の規定による貨物の運賃等の支払の保証をしないとき。

百四十四　荷送人が第百四十四条第一項の規定による貨物の運賃等の支払の保証をしないとき。

百四十五　荷送人が第百四十五条第一項の規定による貨物の運賃等の支払の保証をしないとき。

百四十六　荷送人が第百四十六条第一項の規定による貨物の運賃等の支払の保証をしないとき。

百四十七　荷送人が第百四十七条第一項の規定による貨物の運賃等の支払の保証をしないとき。

百四十八　荷送人が第百四十八条第一項の規定による貨物の運賃等の支払の保証をしないとき。

百四十九　荷送人が第百四十九条第一項の規定による貨物の運賃等の支払の保証をしないとき。

百五十　荷送人が第百五十条第一項の規定による貨物の運賃等の支払の保証をしないとき。

百五十一　荷送人が第百五十一条第一項の規定による貨物の運賃等の支払の保証をしないとき。

百五十二　荷送人が第百五十二条第一項の規定による貨物の運賃等の支払の保証をしないとき。

百五十三　荷送人が第百五十三条第一項の規定による貨物の運賃等の支払の保証をしないとき。

百五十四　荷送人が第百五十四条第一項の規定による貨物の運賃等の支払の保証をしないとき。

百五十五　荷送人が第百五十五条第一項の規定による貨物の運賃等の支払の保証をしないとき。

百五十六　荷送人が第百五十六条第一項の規定による貨物の運賃等の支払の保証をしないとき。

百五十七　荷送人が第百五十七条第一項の規定による貨物の運賃等の支払の保証をしないとき。

百五十八　荷送人が第百五十八条第一項の規定による貨物の運賃等の支払の保証をしないとき。

百五十九　荷送人が第百五十九条第一項の規定による貨物の運賃等の支払の保証をしないとき。

百六十　荷送人が第百六十条第一項の規定による貨物の運賃等の支払の保証をしないとき。

百六十一　荷送人が第百六十一条第一項の規定による貨物の運賃等の支払の保証をしないとき。

百六十二　荷送人が第百六十二条第一項の規定による貨物の運賃等の支払の保証をしないとき。

百六十三　荷送人が第百六十三条第一項の規定による貨物の運賃等の支払の保証をしないとき。

百六十四　荷送人が第百六十四条第一項の規定による貨物の運賃等の支払の保証をしないとき。

百六十五　荷送人が第百六十五条第一項の規定による貨物の運賃等の支払の保証をしないとき。

百六十六　荷送人が第百六十六条第一項の規定による貨物の運賃等の支払の保証をしないとき。

百六十七　荷送人が第百六十七条第一項の規定による貨物の運賃等の支払の保証をしないとき。

百六十八　荷送人が第百六十八条第一項の規定による貨物の運賃等の支払の保証をしないとき。

百六十九　荷送人が第百六十九条第一項の規定による貨物の運賃等の支払の保証をしないとき。

百七十　荷送人が第百七十条第一項の規定による貨物の運賃等の支払の保証をしないとき。

百七十一　荷送人が第百七十一条第一項の規定による貨物の運賃等の支払の保証をしないとき。

百七十二　荷送人が第百七十二条第一項の規定による貨物の運賃等の支払の保証をしないとき。

百七十三　荷送人が第百七十三条第一項の規定による貨物の運賃等の支払の保証をしないとき。

百七十四　荷送人が第百七十四条第一項の規定による貨物の運賃等の支払の保証をしないとき。

百七十五　荷送人が第百七十五条第一項の規定による貨物の運賃等の支払の保証をしないとき。

百七十六　荷送人が第百七十六条第一項の規定による貨物の運賃等の支払の保証をしないとき。

百七十七　荷送人が第百七十七条第一項の規定による貨物の運賃等の支払の保証をしないとき。

百七十八　荷送人が第百七十八条第一項の規定による貨物の運賃等の支払の保証をしないとき。

百七十九　荷送人が第百七十九条第一項の規定による貨物の運賃等の支払の保証をしないとき。

百八十　荷送人が第百八十条第一項の規定による貨物の運賃等の支払の保証をしないとき。

百八十一　荷送人が第百八十一条第一項の規定による貨物の運賃等の支払の保証をしないとき。

百八十二　荷送人が第百八十二条第一項の規定による貨物の運賃等の支払の保証をしないとき。

百八十三　荷送人が第百八十三条第一項の規定による貨物の運賃等の支払の保証をしないとき。

百八十四　荷送人が第百八十四条第一項の規定による貨物の運賃等の支払の保証をしないとき。

百八十五　荷送人が第百八十五条第一項の規定による貨物の運賃等の支払の保証をしないとき。

百八十六　荷送人が第百八十六条第一項の規定による貨物の運賃等の支払の保証をしないとき。

百八十七　荷送人が第百八十七条第一項の規定による貨物の運賃等の支払の保証をしないとき。

百八十八　荷送人が第百八十八条第一項の規定による貨物の運賃等の支払の保証をしないとき。

百八十九　荷送人が第百八十九条第一項の規定による貨物の運賃等の支払の保証をしないとき。

百九十　荷送人が第百九十条第一項の規定による貨物の運賃等の支払の保証をしないとき。

百九十一　荷送人が第百九十一条第一項の規定による貨物の運賃等の支払の保証をしないとき。

百九十二　荷送人が第百九十二条第一項の規定による貨物の運賃等の支払の保証をしないとき。

百九十三　荷送人が第百九十三条第一項の規定による貨物の運賃等の支払の保証をしないとき。

百九十四　荷送人が第百九十四条第一項の規定による貨物の運賃等の支払の保証をしないとき。

百九十五　荷送人が第百九十五条第一項の規定による貨物の運賃等の支払の保証をしないとき。

百九十六　荷送人が第百九十六条第一項の規定による貨物の運賃等の支払の保証をしないとき。

百九十七　荷送人が第百九十七条第一項の規定による貨物の運賃等の支払の保証をしないとき。

百九十八　荷送人が第百九十八条第一項の規定による貨物の運賃等の支払の保証をしないとき。

百九十九　荷送人が第百九十九条第一項の規定による貨物の運賃等の支払の保証をしないとき。

二百　荷送人が第二百条第一項の規定による貨物の運賃等の支払の保証をしないとき。

二百一　荷送人が第二百一条第一項の規定による貨物の運賃等の支払の保証をしないとき。

二百二　荷送人が第二百二条第一項の規定による貨物の運賃等の支払の保証をしないとき。

二百三　荷送人が第二百三条第一項の規定による貨物の運賃等の支払の保証をしないとき。

二百四　荷送人が第二百四条第一項の規定による貨物の運賃等の支払の保証をしないとき。

二百五　荷送人が第二百五条第一項の規定による貨物の運賃等の支払の保証をしないとき。

二百六　荷送人が第二百六条第一項の規定による貨物の運賃等の支払の保証をしないとき。

二百七　荷送人が第二百七条第一項の規定による貨物の運賃等の支払の保証をしないとき。

二百八　荷送人が第二百八条第一項の規定による貨物の運賃等の支払の保証をしないとき。

二百九　荷送人が第二百九条第一項の規定による貨物の運賃等の支払の保証をしないとき。

二百十　荷送人が第二百十条第一項の規定による貨物の運賃等の支払の保証をしないとき。

二百十一　荷送人が第二百十一条第一項の規定による貨物の運賃等の支払の保証をしないとき。

二百十二　荷送人が第二百十二条第一項の規定による貨物の運賃等の支払の保証をしないとき。

二百十三　荷送人が第二百十三条第一項の規定による貨物の運賃等の支払の保証をしないとき。

二百十四　荷送人が第二百十四条第一項の規定による貨物の運賃等の支払の保証をしないとき。

二百十五　荷送人が第二百十五条第一項の規定による貨物の運賃等の支払の保証をしないとき。

二百十六　荷送人が第二百十六条第一項の規定による貨物の運賃等の支払の保証をしないとき。

二百十七　荷送人が第二百十七条第一項の規定による貨物の運賃等の支払の保証をしないとき。

二百十八　荷送人が第二百十八条第一項の規定による貨物の運賃等の支払の保証をしないとき。

二百十九　荷送人が第二百十九条第一項の規定による貨物の運賃等の支払の保証をしないとき。

二百二十　荷送人が第二百二十条第一項の規定による貨物の運賃等の支払の保証をしないとき。

二百二十一　荷送人が第二百二十一条第一項の規定による貨物の運賃等の支払の保証をしないとき。

二百二十二　荷送人が第二百二十二条第一項の規定による貨物の運賃等の支払の保証をしないとき。

二百二十三　荷送人が第二百二十三条第一項の規定による貨物の運賃等の支払の保証をしないとき。

二百二十四　荷送人が第二百二十四条第一項の規定による貨物の運賃等の支払の保証をしないとき。

二百二十五　荷送人が第二百二十五条第一項の規定による貨物の運賃等の支払の保証をしないとき。

二百二十六　荷送人が第二百二十六条第一項の規定による貨物の運賃等の支払の保証をしないとき。

二百二十七　荷送人が第二百二十七条第一項の規定による貨物の運賃等の支払の保証をしないとき。

二百二十八　荷送人が第二百二十八条第一項の規定による貨物の運賃等の支払の保証をしないとき。

二百二十九　荷送人が第二百二十九条第一項の規定による貨物の運賃等の支払の保証をしないとき。

二百三十　荷送人が第二百三十条第一項の規定による貨物の運賃等の支払の保証をしないとき。

二百三十一　荷送人が第二百三十一条第一項の規定による貨物の運賃等の支払の保証をしないとき。

二百三十二　荷送人が第二百三十二条第一項の規定による貨物の運賃等の支払の保証をしないとき。

二百三十三　荷送人が第二百三十三条第一項の規定による貨物の運賃等の支払の保証をしないとき。

二百三十四　荷送人が第二百三十四条第一項の規定による貨物の運賃等の支払の保証をしないとき。

二百三十五　荷送人が第二百三十五条第一項の規定による貨物の運賃等の支払の保証をしないとき。

二百三十六　荷送人が第二百三十六条第一項の規定による貨物の運賃等の支払の保証をしないとき。

二百三十七　荷送人が第二百三十七条第一項の規定による貨物の運賃等の支払の保証をしないとき。

二百三十八　荷送人が第二百三十八条第一項の規定による貨物の運賃等の支払の保証をしないとき。

二百三十九　荷送人が第二百三十九条第一項の規定による貨物の運賃等の支払の保証をしないとき。

二百四十　荷送人が第二百四十条第一項の規定による貨物の運賃等の支払の保証をしないとき。

二百四十一　荷送人が第二百四十一条第一項の規定による貨物の運賃等の支払の保証をしないとき。

二百四十二　荷送人が第二百四十二条第一項の規定による貨物の運賃等の支払の保証をしないとき。

二百四十三　荷送人が第二百四十三条第一項の規定による貨物の運賃等の支払の保証をしないとき。

二百四十四　荷送人が第二百四十四条第一項の規定による貨物の運賃等の支払の保証をしないとき。

二百四十五　荷送人が第二百四十五条第一項の規定による貨物の運賃等の支払の保証をしないとき。

二百四十六　荷送人が第二百四十六条第一項の規定による貨物の運賃等の支払の保証をしないとき。

二百四十七　荷送人が第二百四十七条第一項の規定による貨物の運賃等の支払の保証をしないとき。

二百四十八　荷送人が第二百四十八条第一項の規定による貨物の運賃等の支払の保証をしないとき。

二百四十九　荷送人が第二百四十九条第一項の規定による貨物の運賃等の支払の保証をしないとき。

二百五十　荷送人が第二百五十条第一項の規定による貨物の運賃等の支払の保証をしないとき。

二百五十一　荷送人が第二百五十一条第一項の規定による貨物の運賃等の支払の保証をしないとき。

二百五十二　荷送人が第二百五十二条第一項の規定による貨物の運賃等の支払の保証をしないとき。

二百五十三　荷送人が第二百五十三条第一項の規定による貨物の運賃等の支払の保証をしないとき。

二百五十四　荷送人が第二百五十四条第一項の規定による貨物の運賃等の支払の保証をしないとき。

二百五十五　荷送人が第二百五十五条第一項の規定による貨物の運賃等の支払の保証をしないとき。

二百五十六　荷送人が第二百五十六条第一項の規定による貨物の運賃等の支払の保証をしないとき。

二百五十七　荷送人が第二百五十七条第一項の規定による貨物の運賃等の支払の保証をしないとき。

二百五十八　荷送人が第二百五十八条第一項の規定による貨物の運賃等の支払の保証をしないとき。

二百五十九　荷送人が第二百五十九条第一項の規定による貨物の運賃等の支払の保証をしないとき。

二百六十　荷送人が第二百六十条第一項の規定による貨物の運賃等の支払の保証をしないとき。

二百六十一　荷送人が第二百六十一条第一項の規定による貨物の運賃等の支払の保証をしないとき。

二百六十二　荷送人が第二百六十二条第一項の規定による貨物の運賃等の支払の保証をしないとき。

二百六十三　荷送人が第二百六十三条第一項の規定による貨物の運賃等の支払の保証をしないとき。

二百六十四　荷送人が第二百六十四条第一項の規定による貨物の運賃等の支払の保証をしないとき。

二百六十五　荷送人が第二百六十五条第一項の規定による貨物の運賃等の支払の保証をしないとき。

二百六十六　荷送人が第二百六十六条第一項の規定による貨物の運賃等の支払の保証をしないとき。

二百六十七　荷送人が第二百六十七条第一項の規定による貨物の運賃等の支払の保証をしないとき。

二百六十八　荷送人が第二百六十八条第一項の規定による貨物の運賃等の支払の保証をしないとき。

二百六十九　荷送人が第二百六十九条第一項の規定による貨物の運賃等の支払の保証をしないとき。

二百七十　荷送人が第二百七十条第一項の規定による貨物の運賃等の支払の保証をしないとき。

二百七十一　荷送人が第二百七十一条第一項の規定による貨物の運賃等の支払の保証をしないとき。

二百七十二　荷送人が第二百七十二条第一項の規定による貨物の運賃等の支払の保証をしないとき。

二百七十三　荷送人が第二百七十三条第一項の規定による貨物の運賃等の支払の保証をしないとき。

二百七十四　荷送人が第二百七十四条第一項の規定による貨物の運賃等の支払の保証をしないとき。

二百七十五　荷送人が第二百七十五条第一項の規定による貨物の運賃等の支払の保証をしないとき。

二百七十六　荷送人が第二百七十六条第一項の規定による貨物の運賃等の支払の保証をしないとき。

二百七十七　荷送人が第二百七十七条第一項の規定による貨物の運賃等の支払の保証をしないとき。

二百七十八　荷送人が第二百七十八条第一項の規定による貨物の運賃等の支払の保証をしないとき。

二百七十九　荷送人が第二百七十九条第一項の規定による貨物の運賃等の支払の保証をしないとき。

二百八十　荷送人が第二百八十条第一項の規定による貨物の運賃等の支払の保証をしないとき。

二百八十一　荷送人が第二百八十一条第一項の規定による貨物の運賃等の支払の保証をしないとき。

二百八十二　荷送人が第二百八十二条第一項の規定による貨物の運賃等の支払の保証をしないとき。

二百八十三　荷送人が第二百八十三条第一項の規定による貨物の運賃等の支払の保証をしないとき。

二百八十四　荷送人が第二百八十四条第一項の規定による貨物の運賃等の支払の保証をしないとき。

二百八十五　荷送人が第二百八十五条第一項の規定による貨物の運賃等の支払の保証をしないとき。

二百八十六　荷送人が第二百八十六条第一項の規定による貨物の運賃等の支払の保証をしないとき。

二百八十七　荷送人が第二百八十七条第一項の規定による貨物の運賃等の支払の保証をしないとき。

二百八十八　荷送人が第二百八十八条第一項の規定による貨物の運賃等の支払の保証をしないとき。

二百八十九　荷送人が第二百八十九条第一項の規定による貨物の運賃等の支払の保証をしないとき。

二百九十　荷送人が第二百九十条第一項の規定による貨物の運賃等の支払の保証をしないとき。

二百九十一　荷送人が第二百九十一条第一項の規定による貨物の運賃等の支払の保証をしないとき。

二百九十二　荷送人が第二百九十二条第一項の規定による貨物の運賃等の支払の保証をしないとき。

二百九十三　荷送人が第二百九十三条第一項の規定による貨物の運賃等の支払の保証をしないとき。

二百九十四　荷送人が第二百九十四条第一項の規定による貨物の運賃等の支払の保証をしないとき。

二百九十五　荷送人が第二百九十五条第一項の規定による貨物の運賃等の支払の保証をしないとき。

二百九十六　荷送人が第二百九十六条第一項の規定による貨物の運賃等の支払の保証をしないとき。

二百九十七　荷送人が第二百九十七条第一項の規定による貨物の運賃等の支払の保証をしないとき。

二百九十八　荷送人が第二百九十八条第一項の規定による貨物の運賃等の支払の保証をしないとき。

二百九十九　荷送人が第二百九十九条第一項の規定による貨物の運賃等の支払の保証をしないとき。

三百　荷送人が第三百条第一項の規定による貨物の運賃等の支払の保証をしないとき。

三百一　荷送人が第三百一条第一項の規定による貨物の運賃等の支払の保証をしないとき。

三百二　荷送人が第三百二条第一項の規定による貨物の運賃等の支払の保証をしないとき。

三百三　荷送人が第三百三条第一項の規定による貨物の運賃等の支払の保証をしないとき。

三百四　荷送人が第三百四条第一項の規定による貨物の運賃等の支払の保証をしないとき。

三百五　荷送人が第三百五条第一項の規定による貨物の運賃等の支払の保証をしないとき。

三百六　荷送人が第三百六条第一項の規定による貨物の運賃等の支払の保証をしないとき。

三百七　荷送人が第三百七条第一項の規定による貨物の運賃等の支払の保証をしないとき。

三百八　荷送人が第三百八条第一項の規定による貨物の運賃等の支払の保証をしないとき。

三百九　荷送人が第三百九条第一項の規定による貨物の運賃等の支払の保証をしないとき。

三百十　荷送人が第三百十条第一項の規定による貨物の運賃等の支払の保証をしないとき。

三百十一　荷送人が第三百十一条第一項の規定による貨物の運賃等の支払の保証をしないとき。

三百十二　荷送人が第三百十二条第一項の規定による貨物の運賃等の支払の保証をしないとき。

三百十三　荷送人が第三百十三条第一項の規定による貨物の運賃等の支払の保証をしないとき。

三百十四　荷送人が第三百十四条第一項の規定による貨物の運賃等の支払の保証をしないとき。

三百十五　荷送人が第三百十五条第一項の規定による貨物の運賃等の支払の保証をしないとき。

三百十六　荷送人が第三百十六条第一項の規定による貨物の運賃等の支払の保証をしないとき。

三百十七　荷送人が第三百十七条第一項の規定による貨物の運賃等の支払の保証をしないとき。

三百十八　荷送人が第三百十八条第一項の規定による貨物の運賃等の支払の保証をしないとき。

三百十九　荷送人が第三百十九条第一項の規定による貨物の運賃等の支払の保証をしないとき。

三百二十　荷送人が第三百二十条第一項の規定による貨物の運賃等の支払の保証をしないとき。

三百二十一　荷送人が第三百二十一条第一項の規定による貨物の運賃等の支払の保証をしないとき。

三百二十二　荷送人が第三百二十二条第一項の規定による貨物の運賃等の支払の保証をしないとき。

三百二十三　荷送人が第三百二十三条第一項の規定による貨物の運賃等の支払の保証をしないとき。

三百二十四　荷送人が第三百二十四条第一項の規定による貨物の運賃等の支払の保証をしないとき。

三百二十五　荷送人が第三百二十五条第一項の規定による貨物の運賃等の支払の保証をしないとき。

三百二十六　荷送人が第三百二十六条第一項の規定による貨物の運賃等の支払の保証をしないとき。

三百二十七　荷送人が第三百二十七条第一項の規定による貨物の運賃等の支払の保証をしないとき。

三百二十八　荷送人が第三百二十八条第一項の規定による貨物の運賃等の支払の保証をしないとき。

三百二十九　荷送人が第三百二十九条第一項の規定による貨物の運賃等の支払の保証をしないとき。

三百三十　荷送人が第三百三十条第一項の規定による貨物の運賃等の支払の保証をしないとき。

三百三十一　荷送人が第三百三十一条第一項の規定による貨物の運賃等の支払の保証をしないとき。

三百三十二　荷送人が第三百三十二条第一項の規定による貨物の運賃等の支払の保証をしないとき。

三百三十三　荷送人が第三百三十三条第一項の規定による貨物の運賃等の支払の保証をしないとき。

三百三十四　荷送人が第三百三十四条第一項の規定による貨物の運賃等の支払の保証をしないとき。

三百三十五　荷送人が第三百三十五条第一項の規定による貨物の運賃等の支払の保証をしないとき。

三百三十六　荷送人が第三百三十六条第一項の規定による貨物の運賃等の支払の保証をしないとき。

三百三十七　荷送人が第三百三十七条第一項の規定による貨物の運賃等の支払の保証をしないとき。

三百三十八　荷送人が第三百三十八条第一項の規定による貨物の運賃等の支払の保証をしないとき。

三百三十九　荷送人が第三百三十九条第一項の規定による貨物の運賃等の支払の保証をしないとき。

三百四十　荷送人が第三百四十条第一項の規定による貨物の運賃等の支払の保証をしないとき。

三百四十一　荷送人が第三百四十一条第一項の規定による貨物の運賃等の支払の保証をしないとき。

三百四十二　荷送人が第三百四十二条第一項の規定による貨物の運賃等の支払の保証をしないとき。

三百四十三　荷送人が第三百四十三条第一項の規定による貨物の運賃等の支払の保証をしないとき。

三百四十四　荷送人が第三百四十四条第一項の規定による貨物の運賃等の支払の保証をしないとき。

三百四十五　荷送人が第三百四十五条第一項の規定による貨物の運賃等の支払の保証をしないとき。

三百四十六　荷送人が第三百